

社会福祉法人あきの会 虐待防止マニュアル

1. 本マニュアルにおける虐待の定義

本マニュアルは、障がい児者の人権の尊重や権利擁護の具現化につながることのみならず利用者に安心と安全を提供するサービスの質の向上のため、適切な対応を図るための手順及び留意事項を定める。

2. 障害者虐待とは

①障害者虐待防止法の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援などに関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が、平成 24 年 10 月 1 日から施行されている。

法第 1 条では、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することと法の目的を定めている。

②障害者虐待の考え方

障害者(児)に対する「虐待」は、「障害者に対する不適切な言動や障害者自身の心を傷つけるものから傷害罪等の犯罪になるものまで幅広いもの」と考えられている。

ここで言う障害者とは障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者と定義されており、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要である。また、障害者には 18 歳未満の者も含まれる。

3. 障害者の虐待防止に求められる視点

- ①利用者支援において、思い込みによる独りよがりな判断や行動をしない。
- ②利用者が職員の言動に対して心理的に苦痛を感じるような態度を示した時は、支援方法を変更する。
- ③意思表示が困難な利用者に対しては、常に合理的配慮をもって支援する。
- ④職員同士が日頃から何でも話し合える環境づくりをし、不適切な言動にはお互いに注意をうながす。
- ⑤職場内の適切な言動については個人的な問題として処理しないで、組織の課題として「虐待防止委員会」に報告するなどの措置を取る。

※職員は、障害特性を理解した対応が必須になり、具体的な虐待防止について実効性のある取組みの意識が必要になってくる。

4. 虐待の分類

分類	内容
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。 身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。 (具体的な例) 平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどや打撲をさせる、身体拘束、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、 ミトンやつなぎ服を着せる 、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど
性的虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうか見極める必要がある)。 (具体的な例) 性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスする、 本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する 、わいせつな映像を見せる
心理的虐待	脅し、屈辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 (具体的な例) 「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、 子ども扱いする 、人格をおとしめるような扱いをする、話しかけているのに意図的に無視する
ネグレクト	食事や排泄、入浴、洗濯などの身の世の世話や介助をしない。必要なサービスや医療や教育を受けさせないなどによって、障害児者の生活環境や身体、精神的状態を悪化させること。 (具体的な例) 食事や水分を十分に与えない、食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している、あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題、室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる、病気や怪我をしても受診させない、学校に行かせない、 必要な福祉サービスを受けさせない 、制限する、同居人による身体的虐待や性的虐待や心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに、財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

5. 障がい児者虐待の判断

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意し、判断を行う。

- (1)虐待をしているという自覚は問わない
- (2)障がい児者の自覚は問わない
- (3)親や家族の意向が障がい児者本人のニーズと異なる場合もある

≪施設内で虐待が発生しやすい背景≫

①施設の構造

- ・施設が密室の構造であることや社会との接点がなく第三者の目がないなど隔離されている

②職員

- ・指導、しつけ(教育)の一環という意識のもとで、人権意識が欠如している
- ・問題行動がある利用者に対する専門的な支援技術が欠如している
- ・職員の個人的性格やストレスが関係している
- ・職員が他の職員の虐待を見て見ないふりをする傾向がある
- ・職員が上司に報告しても改善されない

③利用者

- ・虐待を受けた利用者が伝えられない場合が多い

④保護者

- ・保護者が「契約を解除されては困る」という負い目を持つ

6. 施設における虐待防止の法的な位置づけ

障害者虐待防止法第15条により『障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする』と規定されている。

7. 虐待防止体制の整備

i. 「虐待防止マネージャー」の設置

障がい児者の人権の擁護、虐待防止等のため、各事業に「虐待防止マネージャー」を設置し虐待の未然防止に取り組む。具体的な業務を以下に示す。

- ①各部署における倫理綱領の浸透と指導
- ②職員のストレスマネジメント
- ③虐待セルフチェックの実施
- ④虐待ヒヤリハット事例の分析及び報告

ii. 虐待防止委員会の設置

障がい児者の人権を要望し、虐待防止責任者の職務が円滑に執行できるよう、保護者や第三者委員など外部の目を含めた、施設内での虐待防止のための組織を設定することにより、虐待防止の取組の実効性を確保します。そのために、法人の理念の実現に向けて「事業者の責務」を全職員が理解するとともに、「虐待防止委員会」を設置し虐待防止に向けた取り組みを実施する。

※別紙「虐待防止委員会組織図」

①虐待防止専門委員会の設置

各部署より委員を選定し、毎月委員会を開催し虐待の職員意識向上を図る。具体的には以下の業務を実施する。

- ・障がい児者の権利擁護及び虐待に関する研修計画を策定実施を行う。
- ・虐待セルフチェックの実施と分析(年2回)を行い法人本部へ報告を行う。

- ・虐待ヒヤリハット事例の実態調査・分析及び法人本部への報告を行う。
- ・虐待防止に関する対応策の職員周知活動を行う。

②虐待防止委員会の設置

- ・虐待防止に関する事項の検討を行うとともに、虐待発生時及び苦情受付時における対応を行う。

≪虐待防止委員会の組織≫

- ・法人本部 ・虐待防止専門委員会委員長 ・各部署虐待防止マネージャー
- ・外部委員(苦情解決第三者委員・計画相談等)

≪虐待防止委員会の役割≫

- ・虐待ヒヤリハット事例の調査及び改善のための対応策の検討
- ・職場環境改善等、職員のストレスマネジメントの実施
- ・虐待発生時における第三者委員会の開催及び行政報告
- ・「倫理綱領」「虐待防止マニュアル」等の整備及び掲示の実施と情報公開

8. 虐待が疑われる事案があった場合の対応

①虐待発見時の通報の義務

障害者虐待防止法

- 第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
 - 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 障害者福祉施設従事者等は、第1項規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

9. 早期発見の取組

- ①管理者等職員は、平素から、利用者・保護者、職員とコミュニケーションの確保を図り虐待の早期発見に努めること
- ②権利者等職員は、日常的に利用者・保護者等の生の声を丁寧に聞き取るよう努めること
- ③苦情解決受付担当者は、気軽に苦情や要望を言える関係作りに努めること
- ④管理者は、苦情解決第三者委員等とともに、開かれた施設環境づくりに積極的に取り組み早期発見に努めること

10. 対応時の基本姿勢

i. 組織としての対応

- ①人権に関する定期的な研修を実施し職員の意識の向上に努める
- ②虐待に関する相談や通報があった場合は、職員は直ちに管理者等に報告するとともに、虐待防止委員会を開催し速やかに必要な対応を行う。

ii. 利用者や家族への配慮

- ①管理者等は、被害者等の人権を尊重することを最優先に対応する。
- ②法人・施設として、家族等に対して速やかに誠意ある対応及び説明を行う。

iii. 対外的な説明

- ①報道機関からの取材等には、被害者等のプライバシーを保護するとともに、説明責任を果たす観点から、法人本部に対応を一本化し適切に対応する。

11. 通報・対応の手順

- ①虐待を受けたと思われる障がい児者を発見した場合、正確な内容を障がい者虐待防止センターに第一報を入れる。
- ②虐待防止委員会を開催し、速やかに必要な対応を行う。報告内容の記録及び事実確認及び情報分析し、虐待の可能性がある場合は速やかに、記録とともに障がい者虐待防止センターに報告する。

12. 身体拘束

身体拘束の廃止に向けた取り組み

自傷他傷などの行動障害、車椅子からの転落、チューブ類の自己抜去など、やむを得ず利用者の身体を拘束する行動抑制を行う場合が所帯るものであるが、「正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされる。やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を判断し、その範囲を最小限にする必要があり、当法人では別途「身体拘束適正化の指針」を策定し、身体拘束の解消に向けた取り組みを行う。